

## ◆H27年度箕面市一般会計補正予算（第4号）

第97号議案「平成27年度箕面市一般会計補正予算（第4号）」原案に反対し、北川照子議員ほか2名提出の修正案に賛成の立場で簡潔に討論します。

修正案は、社会保障・税番号制度システム整備事業（中間サーバープラットフォーム管理運営費）・825万6千円、および個人番号カード交付等事業（臨時）庁用器具費の93万9千円を削除するものです。

これらはいずれも、マイナンバー制度に係わるものであり、スケジュール的には、来年の2016年1月から個人番号カードの交付が始まり、2017年7月からは自治体間での情報連携が始まることになっています。

個人番号カードは、「個人番号を証明する書類」「本人確認の身分証明書」といって使うものであり、このカードはあくまで希望者のみが任意で申請して取得することになっています。

さて、中間サーバープラットフォーム管理運営費の概要についてですが、中間サーバーの、ソフトウェアについては総務省が一括開発し自治体に配布しますが、ハードウェアの整備・運用については地方公共団体情報システム機構（J-LIS）が中間サーバーの拠点、いわゆるプラットフォームを2か所に用意し、国は地方自治体がこれを活用することを求めています。この整備経費を各自治体が負担金としてJ-LISに支払えば、国が10分の10を補助金として交付することになっています。しかし、この国庫補助はこの先ずっと保障されているわけではありません。

また、地方公共団体における中間サーバーの共同化・集約化による導入効果について、国は徹底したコストカットと効率化が得られ、災害やセキュリティに強い行政基盤の構築であるとしています。一方、一方で専門家の間ではネットワーク先の自治体をサポートする手間やシステム連携によって発生するトラブルなどリスクが大きい、ともいわれています。

自治体と情報提供ネットワークシステムをつなぐ中間サーバーについて、自治体に基本設計や詳細設計などの情報提供が行われていない、とのことで、そもそも不透明なものに「負担金」を出すということについて、疑問がありますし、市民に説明できない支出になりますので、現時点においては認めることができません。

また、総務省が特定個人情報保護評価書作成のために示した中間サーバーの説明では、「特に慎重な対応が求められる情報については自動応答を行わないように自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報の提供を行う際に、送信内容を改めて確認し、提供を行うことで、センシティブな特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。」ということでした。もしも送信内容を確認した結果、不正な提供の可能性があった場合には、提供しないという扱いは可能かどうかについては、明確な説明がありません。

「個人番号カード交付等事業」については、個人番号カードの交付の際に本人確認のツールとして顔認証システムを用いるため、関連機器を3セット分整備するための費用となっています。

これは、個人番号カードを受け取りにきた本人が個人番号カードの写真と同一人物であるかを確認するためであると説明されており、このシステムでなりすましを防げるというのが国や市の考えです。

国からの通知では、市区町村に対し「不適切である個人番号カードの発行を確実に防止するよう」求め、「目視により同一性が容易かつ確実に識別できると認める場合を除き、顔認証システムを活用すること」とあります。

しかし、箕面市では全員に顔認証システムを用いる、という方針です。そのため箕面市の約3倍の人口の自治体でさえ、2セット程度の整備であると聞いていますが、当市では3セットも機器をそろえ、それに人を張り付けることとなりますので、行政コストの無駄遣いであり、職員さんの負担が増すことにおいても賛成しかねるものであり、明らかに顔写真と本人の同一性が識別される方にとっては、行政事務が機械的で硬直化したものに映るのではないのでしょうか。

そもそも、なりすました者が顔写真を撮影し、カード申請した場合はどうなるのでしょうか。あるいは一卵性双生児などの場合は、いくらでもなりすましが可能です。顔認証システムを使っても「なりすましが防げる」とは限らないのです。

マイナンバー制度は利用開始前からすでに詐欺事件が多数発生しています。本来は税制と社会保障制度の公平・公正な運営が目的だったにも関わらず、2018年からは民間利用をはじめ、拡大利用の方向となっています。利用が拡大すればリスクもどんどん拡大します。一方でマイナンバー制度の開発には2014年・2015年の2年間で2000億円を超える予算をつぎ込みながら、費用対効果は明らかにされていません。今後もつきまとう整備費やランニングコストに莫大な予算を必要としますし、IT業界は1兆円特需の争奪戦だという報道もなされています。

また、何らかの事情で住民登録されていない住民には個人番号がふられていません。このような人に対しても他の人と同様のサービスを保障し、個人番号がないことで不利益は生じないのか、という点も明らかではありません。

中小・零細企業や小さな事業所では、マイナンバー管理が容易ではありません。また一般的に、所得税を源泉徴収しないで、報酬や謝礼を支払っているケースが見られますが、このような状況では税制においてどこまで適正化がはかれるのか、という課題もあります。

高市総務大臣は本年 11 月 24 日の記者会見において、通知カード送付の遅れによる番号記入ができない事態が発生する問題について、「最終的にはマイナンバーは住基ネットで確認することができますので、すぐに具体のデメリットが生じることはないと考えております。」と答えています。つまり、住基ネットがあれば、事務処理に支障がないということなので、市民の暮らしを守るべき立場にある基礎自治体としては、疑問点やリスクが払拭されない以上は、マイナンバー制度を安易に進めるべきではないと考えます。今は一旦立ち止まり、国に対して是正を求めていくべきであると考えます。

なお、債務負担行為の「学校給食調理業務委託事業」については、文教常任委員会において、調理業務の内容については直営と同様のものであること、また人件費についての考え方は、同一価値労働・同一賃金の原則であることを確認しましたので、官製ワーキングプアを生まないために、これから業者選定時にしっかり精査させていただきたいと考えています。

以上、討論といたします。